

論説

「青年」層再考 —少年法適用年齢の引下げ問題に関連して—

吉 開 多 一

- I はじめに
- II 「青年」層と「入口支援」
- III 「青年」層の具体的内容
- IV 結びに代えて

I はじめに

少年法適用年齢の引下げが再び活発に議論されるようになった。かつての少年法改正問題は、昭和 41（1966）年 5 月に法務省が「少年法改正に関する構想」を公表したことに始まったが、今回の議論は、平成 19（2007）年 5 月に国民投票権を有する年齢が、平成 27（2015）年 6 月に選挙権を有する年齢が、それぞれ満 18 歳以上に引き下げられたことが理由になっており、「政治主導」の様相を呈している。

自由民主党政務調査会が同年 9 月に公表した「成年年齢に関する提言」⁽¹⁾（以下、「提言」という。）は、「国法上の統一性や分かりやすさといった観点から、少年法の適用対象年齢についても、満 18 歳未満に引き下げるのが適当」としつつ、「罪を犯した者の社会復帰や再犯防止といった刑事政策的観点からは、…少年法の保護処分の果たしている機能にはなお大きなものがあることから、…若年者のうち要保護性が認められる者に対しては保護処分に

相当する措置の適用ができるような制度の在り方を検討すべき」として、法務省に対し、「若年者（その範囲を含む。）に関する刑事政策の在り方について全般的に見直すことも視野に入れて、刑事政策上必要な措置を講ずるための法制的検討を行うこと」を求めた。法務省では、同年 11 月から「若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会」（以下、「法務省勉強会」という。）を開始し、弁護士、研究者、保護司、警察官、犯罪被害者といった関係者からヒアリングを実施して、ホームページにその結果を公表している²⁾。

筆者は、同年 5 月にこの問題に関する小論を公表した³⁾。そこでは、回顧的な行為責任が重視される成人の刑事手続と、要保護性に応じて将来に向けた展望的な判断をする少年保護手続とは、異なった考え方で運用されていること、刑罰は起きてしまった犯罪に対して事後的な対応をするのが本来の役割であって、刑罰によって積極的に将来の犯罪を防止しようとする、誤った犯罪対策をもたらすおそれがあること、犯罪統計からは少年犯罪が減少していると認められることなどを指摘して、少年法の適用年齢を 18 歳未満に引き下げるか否かは、単に選挙権の問題のみならず、少年犯罪や刑事手続の現状を踏まえ、犯罪対策として有効かという見地から、総合的に検討していく必要があるという私見を述べた。

少年法の適用年齢引下げに関しては、すでに同年 2 月に日本弁護士連合会が⁴⁾、また、同年 8 月には刑事法研究者有志が⁵⁾、これに反対する意見を公表している。これらの反対意見が指摘しているように、ただ少年法の適用年齢を 18 歳未満に引き下げ、18 歳、19 歳の年長少年を成人の刑事手続に回すというだけでは、犯罪対策としての合理性や相当性を認め難いということに異論は少ないのではなかろうか。これらの反対意見の後に公表された「提言」が、若年者に対する刑事政策の在り方を全般的に見直すことを検討課題としたのは、単なる適用年齢引下げ論には説得力がないと考えたためであるように思われる。そうすると、今後は年齢引下げの当否だけでなく、満 20 歳以上の若年者に対する刑事政策の在り方にも関連づけた議論が必要になってくるであろう。

むしろ、「提言」が「刑事政策観点」として例示している「社会復帰や再犯防止」の視点からすると、20 歳であれ 18 歳であれ、一定の年齢で成人と少

年とを画一的に区別する現在の法制・運用に合理性・相当性があると言えるのか、疑問が生じてくる。例えば平成23年版犯罪白書は、「少年は、20歳を迎えるとともに原則として少年法の適用対象から外れ…るが、その行動実態は20歳で画然とした差異があるわけではなく、…若年者の犯罪傾向や問題性は、特に成人に達して間もない時期においては、少年期と類似の特徴が存続している」と指摘する⁶⁾。また、わが国で20歳が成人とされたのは、「国民皆兵制度、あるいは近代国家を支える兵力としての機能にその基盤」があって、「恣意性・政治性を強く持ったものであるとも考えられる」との指摘もある⁷⁾。そして、小論でも指摘したように、わが国では成人の刑事手続と少年保護手続とが大きく異なる原理・原則によって法制化され、運用されていることからしても、「社会復帰や再犯防止」を図る上で、一定の年齢で成人と少年とを画一的に区別し、少年と類似の特徴を有するはずの若年犯罪者を一律に成人として取り扱うのは、合理性・相当性に欠けるように思われる。そうだとすると、こうした成人と少年との間隙を埋めるための中間的な「青年」層を設け、成人とも少年とも異なった対応を可能にすることは、改めて検討されるべき課題となってくるのではなかろうか。

そのように考えるとしたら、次にそうした「青年」層の内容をどのように具体化するかが問題となってくる。筆者は、再犯防止という視点の重要性は否定しないが、犯罪・非行によって生じた社会的葛藤を解決するという視点も加えて、「青年」層の内容を具体化していく必要があると考える。刑事政策の目的には、犯罪の防止のみならず、犯罪によって生じた社会的葛藤の解決も含まれるから⁸⁾、再犯防止のみが「刑事政策的観点」であるかのように理解することはできない。また、刑事政策が対象とする「犯罪」とは、「行為者の行為」のみならず、「被害者の被害」、「社会の人々のリアクション」、「公権力からのリアクション」という構成要素が複合的な構造を形成する現象として理解する必要がある⁹⁾。こうした構成要素のうち、犯罪・非行によって生じた社会的葛藤の解決を図るという目的を達成する上で、被害者への配慮は最も重視すべきものと考えられる。

以下ではこうした立場から、若年者を含む「青年」層による犯罪・非行への対応策について検討し、それに関連づけて少年法の適用年齢引下げに關す

る私見を示すことにしたい。

II 「青年」層と「入口支援」

1 「青年」層設置の提案と「入口支援」

第1回法務省勉強会において、藤本哲也は、少年法の適用年齢引下げとともに「青年」層の設置を提案し、その試案として、18歳から21歳未満（26歳未満もあり得るとする）の者については、少年保護手続と成人の刑事手続を選択可能とし、選択権を検察官に与えるとした⁽⁴⁰⁾。この藤本試案は、近時の犯罪離脱研究に基づき、「青年期は逆に絶好の更生の機会になる」との考えから、成人とも少年とも違った対応ができるようにするための「青年」層の設置を提案しており、示唆を受けるところが大きかった。

ただし、藤本試案はその論拠として、前述した日弁連と研究者有志の反対意見を踏まえ、①国際水準では18歳を成人としている国が多い、②全ての法律で成人年齢を統一する必要はないとしても、民法、少年法といった主要な法律では、国民が混乱するから、公職選挙法や民法が18歳とするのであれば、少年法も18歳とすべきである、③最近の報道機関の世論調査によれば、少年法の適用年齢の引下げに賛成する意見が多い、④引下げに反対する理由の大半のものは、青年層を設ければ解決する、といった点を挙げているが、これらについてはなお検討を要すると思われる。

まず、①の国際水準についてはそのとおりであるとしても、それだけを年齢引下げの根拠とするのであれば、異論も予想される。②については、どこまでを「主要な法律」とするかは議論があろうが、少年法がこれに含まれることに反対意見は少ないのではないと思われる。しかし、③の世論調査については、以下のとおり論拠とすること自体に疑問がある。

確かに報道機関による世論調査では、少年法適用年齢を満18歳未満に引き下げることに賛成する意見が圧倒的多数を占めているようである⁽⁴¹⁾。しかし、平成27(2015)年7月に行われた内閣府の世論調査によれば、「おおむね5年前と比べて、少年による重大な事件が増えていると思うか」という問

いに対し、「増えている」とする者の割合が 78.6%（「かなり増えている」42.3%+「ある程度増えている」36.3%）に達し、平成 22（2010）年 11 月に行われた同調査との比較で、「増えている」とする者の割合が上昇（75.6%→78.6%）したという⁽¹²⁾。これは、減少の一途を辿っている少年犯罪・非行の現状⁽¹³⁾について、社会が誤解していることを強く疑わせるものである。そうだとすると、報道機関の世論調査はその前提に誤解がある可能性が強く、年齢引下げの論拠とするほどの信頼性を認めることはできないように思われる。

おそらく藤本試案の論拠のうち、最も重要なのは④ではなかろうか。日弁連や研究者有志の反対意見では、適用年齢引下げによって 18 歳、19 歳の年長少年が成人の刑事手続に回された場合、多くが起訴猶予や罰金となって、少年の抱える問題が解消されないままになること、虞犯少年に対する介入ができなくなることなどが懸念されている。「青年」層を設けることによって、こうした懸念が払拭できるのかが問われるであろう。

藤本は、検察官が更生可能性等を加味して適切な判断ができるのかという疑問に対し、「既に我々の刑事政策の分野では、7、8 年前に知的障害者や高齢者に対して、いわゆる入口支援という形で、起訴猶予をする代わりに更生保護施設へ、あるいは社会福祉法人の方へつなげるというシステムを持っており」、「検察官としては既にそうしたノウハウを持っているはず」、「しかしながら、これでは足りませんので、我が国には、国家公務員試験に合格した 1,400 人以上の優秀な保護観察官がいますから、彼らを使って、判決前調査をすればよい」、「資質鑑別や社会調査と同じような形で、判決前調査を実施して、検察官の判断、つまり、刑事処分とするか保護処分とするかの資料を集めるということにすればよい」と説明している⁽¹⁴⁾。ここで「判決前調査」とされているのは、検察官の訴追判断のために行われるものであるから、厳密には「起訴前調査」とされるべきものと思われる。

平成 24（2012）年度から全国各地の検察庁で試行が開始された「入口支援」は、高齢又は障害を有するなど、社会的に脆弱な立場にある被疑者・被告人を対象とし、その円滑な社会復帰を促して再犯を防止するため、矯正施設入所前の「入口」段階、すなわち起訴猶予、罰金又は全部執行猶予になっ

た段階において、更生緊急保護（更生保護法 85 条）や保護観察付全部執行猶予（刑法 25 条の 2）を活用するだけでなく、福祉関係機関と連携して、生活保護の受給や福祉施設への入所といった福祉的な措置にもつなげる試みである。

藤本試案では、こうした検察庁による「入口支援」と保護観察官による起訴前調査とを組み合わせることによって、検察官は「青年」の更生可能性等をも考慮して刑事処分とするか保護処分とするかを適切に判断でき、反対意見の懸念の大半が解消できると考えられているようである。この点については次に項を改めて検討する。

2 検察庁による「入口支援」

筆者は、「入口支援」の試行が検察官の訴追判断に及ぼす影響につき序論的な考察をまとめたので⁽¹⁵⁾、詳細はそちらをご参照いただきたいが、検察官は「公益の代表者」であるとともに「訴訟の一方当事者」かつ「唯一の訴追官」であり、また、被害者への配慮が欠かせない立場にあることから、検察庁による「入口支援」には限界があり、当面は検察官が被疑者・被告人への「支援」を優先できるような事案、すなわち、比較的軽微で、起訴猶予や執行猶予にしても公平性を損なわない、被害者が納得している、事実関係の争いが「入口支援」の実施を妨げない、被疑者・被告人が支援を受けることに同意している、といった条件を満たす事件に限定して、試行を続けていくべきと考えている。

こうした立場からすると、かりに「青年」に対して保護観察官による起訴前調査を実施しても、悪質重大な事案や被害者の処罰感情が強い事案では、検察官は行為責任の追及を優先することになり、更生可能性等に関する調査結果を顧みずに訴追せざるを得ないことが予想される。その結果、こうした事案では保護観察官による調査は検察官の訴追判断に影響しないことになり、調査の必要性自体が疑われることになろう。

また、現在の「入口支援」は、対象者の同意を前提に実施されているから、「入口支援」をベースにして「青年」への対応を考える場合、対象者となる「青年」からの同意の可否をどのように考えるのが問題となる。この問題

と関連して、成人の刑事手続では調査を行う時期の問題がある。憲法 31 条に基づく適正手続の要請、とりわけ「無罪の推定」原則との関係で、有罪認定前の被疑者に起訴前調査をすることには、否定的な見解が多い⁽¹⁶⁾。事実関係に深刻な争いがある場合であれば、尚更であろう。

私見では、起訴前調査を一律に「捜査の肥大化」とか「プライバシーの侵害」として禁ずるべきではなく、個別具体的な事案に応じてその必要性を検討する必要があり、検察官の訴追判断に必要な限度であれば、起訴前調査を行うことも必要な捜査として相当と認められる場合があると考えられる。しかし、現行法制を前提とする限り、捜査段階で、被疑者の同意の有無を問わず、また、調査を行う必要性も検討しないまま、全事件について一律に起訴前調査を行うような運用をするならば、私見でも訴追判断に必要な限度で相当な捜査と認められるか疑問があり、「無罪の推定」原則との関係で問題をばらむように思われる⁽¹⁷⁾。

さらに、現在の人的・物的資源を前提にした場合、保護観察官が「青年」の起訴前調査を行うことの実現可能性にも疑問が残る。現在の「入口支援」の試行では、いわゆる更生緊急保護の事前調整が実施され、保護観察官が捜査段階で被疑者と面談することも行われている⁽¹⁸⁾。しかし、筆者がこれまでに聞き取り調査を行ったところでは、その面談の目的はあくまで更生緊急保護の実施に向けた事前調整に限られ、対象者の人格や環境に関する本格的な調査と同視できるものではないようである。その一方で、刑の一部執行猶予制度（刑法 27 条の 2 及び薬物犯罪者一部執行猶予法 3 条）により保護観察対象者が大幅に増加する見込みで、それによる保護観察体制の限界が既に指摘され、「保護観察対象者の増加は合理的な範囲にとどめなければならない」との懸念が示されている⁽¹⁹⁾。

こうした現状を踏まえると、保護観察体制が大幅に充実・強化されない限り、保護観察官が「青年」の起訴前調査を積極的に担っていく余力は乏しいように思われる。しかし、こうした調査を実施するため、保護観察体制を大幅に充実・強化すべきであるとの主張には、前述した起訴前調査の必要性や相当性に関して、十分な論証が求められることになるであろう。

3 少年に対する「入口支援」

ところで、「入口支援」が矯正施設入所前の「入口」段階において、刑罰に代えてより適切な措置を講じる「非刑罰化」(Depenalization)⁽²⁰⁾の一場面であるとすれば、検察庁が現在試行している「入口支援」に限られず、少年法の定める少年保護手続も、従来から行われていた「入口支援」の一つと考えることができる。そこで、以下では「入口支援」という視点から少年保護手続を概観し、成人の刑事手続と比較してみたい。

少年保護手続における「入口支援」としては、まず審判不開始(少年法19条1項)・不処分(同法23条2項)に伴う保護的措置が挙げられる。

保護的措置では、調査・審判の過程において、少年に対し、非行について内省させ非行を繰り返すことがないようにするための教育的な働き掛けが行われる。

具体的には、助言指導等の一般的な働き掛け、生活指導や環境の調整、関係者への働き掛け、被害者調査で得られた犯罪被害者等の被害状況や被害感情を少年に伝えて内省を深めさせる、犯罪被害体験者を招いた講習、NPO法人等の社会資源を活用した地域清掃活動等の社会奉仕活動の実施、試験観察の枠組みの中でカウンセリングやケースワークの技法を活用しながらの継続的な指導などがある⁽²¹⁾。さらに粗暴少年に対する認知行動療法やアンガーマネージメント、キレ衝動対処方略尺度、MRIモデルといった経験科学の専門的知見の活用⁽²²⁾や、就労支援を目的とした社会資源の活用⁽²³⁾なども報告されている。

平成26(2014)年の一般保護事件の終局総人員3万7,713人のうち、不処分は7,870人(20.9%)、不開始は1万6,112人(42.7%)を占めるが、保護的措置がとられたことを理由とするのは、不処分で86.3%、審判不開始で84.7%に達している⁽²⁴⁾。

次に、試験観察(同法25条1項)が挙げられる。試験観察では付随措置として、①遵守事項を定めてその履行を命ずること、②条件を付けて保護者に引き渡すこと、③適当な施設、団体又は個人に補導を委託することが認められている(同法25条2項1号から3号)。

このうち③には、農業、建設関係、美容院、飲食店の経営者などの民間の

篤志家や、更生保護施設、福祉施設などの公的社会事業施設に委託して、少年を居住ないし宿泊させた上、仕事や通学をさせながら、生活指導を中心とする補導を行う身柄付補導委託が含まれており、民間人等の協力によって、少年を家庭的な環境に置き、あるいは、生活環境を変えて規則正しい生活習慣を身に付けさせることなどにより、少年の健全育成を図っている⁽²⁵⁾。

もっとも、試験観察率はここ 10 年あまりで比較すると、一般事件では 3% 前後で推移しているものの、過失運転致死傷等事件では平成 17 (2005) 年の 8.6% から平成 26 (2014) 年の 3.2% へ、道路交通保護事件では同じく 2.5% から 0.5% へと、大幅に減少している状況にある。平成 26 (2014) 年において試験観察率の高かった非行は、放火 (16.2%)、覚せい剤 (12.3%)、虞犯 (11.6%)、わいせつ (8.9%)、脅迫 (7.8%)、傷害 (7.8%)、強姦 (7.6%)、恐喝 (7.6%) となっている⁽²⁶⁾。

こうした保護的措置や試験観察は、最終的な処分の決定前に少年に対して教育的な働き掛けを行うもので、司法的処遇でありながら「支援」の性格が強い。もちろん、保護的措置や試験観察は終局処分決定前の措置であるため「限界がある」⁽²⁷⁾とされ、無制約に行われているわけではない。しかし、こうした対象者への早期の「支援」は、起訴状一本主義によって捜査と公判が分離され、有罪判決まで厳格な「無罪の推定」が求められる成人の刑事手続では実現が難しく、少年保護手続の特長の一つと言える。

このような「支援」が可能になっているのは、少年保護手続は少年の健全育成を目的とし、非形式的かつ柔軟なものとなっていて、全件送致主義によって早期に家庭裁判所に事件が送致され、司法機関である家庭裁判所が一件記録を確認し、保護的措置では非行事実存在の蓋然的心証を、試験観察では非行事実存在の合理的疑いを超える程度の心証を得た上で、こうした教育的な働き掛けを実施するとされているからである⁽²⁸⁾。

また、保護処分の一つとしての保護観察 (同法 24 条 1 項 1 号) も、成人の保護観察付執行猶予のように刑罰の付随処分として言い渡されるものではなく、独立した処分となっている。成人の保護観察付執行猶予は、再度の執行猶予の制限があること (刑法 25 条 2 項但書)、判決前調査制度がないため、主として犯罪行為の情状に基づいて保護観察を付すか否かが決定されること、

単純執行猶予に比較して不利益な処分と考えられていることなど、「改善・更生機能の推進を阻害する制約」⁽²⁹⁾があるが、少年に対する保護処分の一つとしての保護観察にはこうした制約はない。

さらに、「入口支援」を「非刑罰化」として考えるのであれば、刑罰に代わる保護処分の一つである少年院送致（同法 24 条 1 項 3 号）もこれに含めて考える余地があるところ、刑罰として執行される成人の自由刑と比較して、矯正教育を行う少年院の方が、再犯・再非行を防止するのに有効と考えられることについても、異論は少ないと思われる⁽³⁰⁾。

こうした少年保護手続は、70 年に及ぶ歴史と伝統があり、家庭裁判所調査官や少年鑑別所といった人的・物的資源も整っている。しかし、最近の少年犯罪・非行の減少によって、対象者数が激減している状況にある。家庭裁判所の少年保護事件新受人員は、平成 7 年当時は約 30 万件であったのに、平成 26 年には約 10 万件と、ここ 20 年間で約 3 分の 1 にまで激減している⁽³¹⁾。今後も少子高齢化の影響によって減少傾向は続くであろう。そうすると、これまでとは違ったところで家庭裁判所の人的・物的資源を活用する余地があることになる。

4 「青年」層再考

(1) 再犯防止の視点 これまでの検討の結果、成人の「入口支援」を前提にする場合、検察官が更生可能性よりも行為責任の追及を優先せざるを得ない事案が存在すること、「支援」であっても、その前提として同意が必要とされ、起訴前調査には制約があること、保護観察体制を大幅に充実・強化させないと、保護観察官による調査を積極的に活用していくことの実現可能性に疑問が残ることが認められた。

他方で、少年保護手続の場合、全件送致主義がとられ、早期に家庭裁判所が関与するため、成人の刑事手続よりも早期の調査をする制約が小さく、早期の教育的な働き掛けも可能になっていること、保護処分として行われる保護観察や少年院送致も教育的な内容になっていて、成人のように懲罰的な性格が弱いから、再犯防止の点からは成人の刑事手続よりも利点があること、実現可能性の点でも、既存の少年保護手続における人的・物的資源を今後活

用していく余地のあることが認められた。

そうだとすると、再犯防止を図る上では、「青年」について端的に少年保護手続を適用する方が、合理性・相当性に加え、実現可能性も認めることができるように思われる。反対意見が懸念している問題についても、「青年」に少年保護手続を適用することによって、ほとんど解決するのではないだろうか。

「青年」にも少年保護手続の適用を認めるとすれば、20歳以上の若年犯罪者も対象となるから、これまでのような「成人=刑事手続」という運動は切り離される。しかし、再犯防止を重視するのであれば、成人年齢に達した以上は画一的に刑事手続で処理しなければならないとする根拠は見出し難いではなかろうか。成人の刑事手続に足りないものを補うため、少年保護手続を活用するという考え方は、同様の考え方から福祉の協力を仰いでいる現在の「入口支援」と共通する。こうした考え方を発展させ、「青年」に対する新しい「入口支援」として、少年保護手続を活用することが考えられてよいように思われる。

（２）被害者への配慮の視点 他方で、再犯防止のみを強調しすぎると、被害者への配慮を欠き、犯罪・非行によって生じた社会的葛藤の解決を図ることが困難となる事案も予想される。第3回法務省勉強会では、「比較的軽微な罪」については保護や更生を優先するべきであるとしても、「被害者の死亡や重篤な傷害といった重大な結果を招いた場合」については、保護や更生を優先することは被害者にとって耐えがたいことであり、責任の追及を優先するべきであるという犯罪被害者の意見が述べられた⁽³²⁾。こうした意見からすると、被害者が死亡したり、重篤な傷害を負ったような、一定の悪質重大な犯罪については、被害者への配慮が特に強く要請されることになろう。

被害者への配慮という点から少年保護手続を見ると、成人の刑事手続と比較してかなり貧弱である。平成12(2000)年以降の少年法改正は、まず「故意の犯罪行為により被害者を死亡させた」事件について、原則逆送制度（少年法20条2項）を創設し、その後、原則逆送対象事件のほか、業務上過失致死傷等（刑法211条）又は過失運転致死傷等（自動車運転死傷行為処罰法4条、5条、6条3項及び4項）について、少年審判傍聴制度（同法22条の4）を創設した⁽³³⁾。しかし、これらの制度は、少年保護手続の目的であ

る少年の健全育成を害しない範囲で被害者に配慮するもので、限界がある。むしろそうした限界を無視して成人の刑事手続に近づければ、少年の健全育成を目的とするシステム全体が崩れかねない。

前述したように、「青年」の再犯防止を図るためには、「入口支援」として少年保護手続を活用していくべきである。しかし、一定の悪質重大な犯罪については、少年保護手続で被害者に十分な配慮をすることは困難であり、社会的葛藤の解決が困難になる。そこで以下では、こうした再犯防止と被害者への配慮とを調整する立場から、「青年」層の具体的内容を考えていくことにしたい。

Ⅲ 「青年」層の具体的内容

1 「青年」層の年齢

これまで検討してきたように、若年犯罪者を含む「青年」にも少年保護手続を適用するのであれば、少年の年齢を18歳未満に引き下げ、18歳、19歳の年長少年を「青年」に含めてよいと考える。

「青年」層の上限については、藤本試案のように満26歳未満程度まで考えられる。もっとも、学校教育制度との整合性からすると、大学生が社会人になる年齢を考慮して、満23歳未満が一つの基準となり得る。

なお、少年年齢の基準時は、処分決定時である⁽³⁴⁾。そのため、第1回法務省勉強会では、日弁連から、適用年齢を18歳未満に引き下げた場合、17歳、あるいは16歳時の非行であっても刑事手続しか選択できない場合が出てくるとの指摘⁽³⁵⁾がなされた。しかし、18歳を一律の基準として成人の刑事手続に回すのではなく、「青年」層を設けて少年保護手続の適用を認めるのであれば、こうしたケースへの対応でも利点があるように思われる。

2 虞犯

次に、「青年」にも虞犯規定（少年法3条1項3号）の適用を認めるべきかについて検討する。

平成 26 (2014) 年に虞犯と認められた年長少年は、21 人に止まる⁽³⁶⁾。しかし、そのうち 38.1%が少年院送致、28.6%が保護観察処分となっていて、保護処分率は 66.7%と高く⁽³⁷⁾、早期介入が必要な者が少なくないことが窺える。再犯防止のためには、「青年」についても虞犯規定の適用可能性を認める方向で検討することが望ましいように思われる。

もっとも、虞犯規定には人権侵害の懸念も指摘されており、これまで司法機関によって虞犯事由や虞犯性に関して厳格な法解釈がなされた結果、「より狭い、縮小された範囲でのみ成立し得る概念」へと変容したと言われている⁽³⁸⁾。虞犯が極めて限定的に適用されているのであれば、早期介入として有効であるのか、疑問も残る。

虞犯を「青年」にも適用するとした場合、現在の虞犯事由（イ. 保護者の正当な監督に服しない性癖がある、ロ. 正当の理由がなく家庭に寄り付かない、ハ. 犯罪性のある人若しくは不道德な人と交際し、又はいかかわしい場所に入出入りする、ニ. 自己又は他人の特性を害する行為をする性癖がある）の見直しも必要になってくるであろう⁽³⁹⁾。「青年」には「保護者」や「家庭」を前提とした虞犯事由を適用することは困難になるから、より前犯罪的行為に限定して、ハやニを中心としたものに見直すことが考えられる。

「青年」への早期介入として虞犯を適用することが困難であるとすれば、行政的な介入の余地を考えることも検討課題となる。いわゆる補導の対象になる「不良行為少年」は、概念的に虞犯少年に近似しており、少年警察によって数多く補導されているという分析がある。この分析によれば、虞犯少年として補導される少年の数が減少していても、それに類した形の逸脱行動をとる少年の数が減少しているわけではなく、法執行機関から放置されてきたわけでもない。むしろ、近年の少年サポートセンターの一層の充実強化により、少年警察が継続補導を通じてカウンセリングや就労・就学支援等の積極的な働き掛けを行うなど、処遇機関としての役割を強化している現実がある、とされる⁽⁴⁰⁾。

もっとも、現状では児童福祉法の適用対象年齢が 18 歳未満であるから、「青年」は行政的な介入の対象外である。児童福祉法上の措置が講じられないと、

例えば劣悪な環境からの一時的な保護が必要な場合などに、適切な対応が困難になることが予想される。しかし、最近では児童福祉法の適用対象年齢の引上げに関する議論も行われている⁽⁴¹⁾。かりに引上げが認められたとしても、対象となるのは18歳、19歳の「青年」になるであろうが、虞犯の適用から外れた場合の代替的な措置として検討に値するように思われる。こうした議論の推移も踏まえ、早期介入の在り方を引き続き検討する必要がある。

3 推知報道禁止の問題

「青年」に対しても推知報道禁止規定（少年法61条）の適用を認めれば、これまで実名報道されていた20歳以上の若年犯罪者についても推知報道が禁止され、逆に、同規定の適用を認めないとすれば、年長少年についても実名報道が許されることになる。

報道機関も全ての事件を報道するわけではないから、推知報道禁止が実際に問題となるのは、社会の耳目を集める重大事件の場合に限られるであろう。私見では、こうした事件に対するこれまでの報道の現状を踏まえ、「青年」に対しても推知報道禁止規定を適用するべきと考える。

確かに憲法21条の表現の自由に基づく報道の自由は最大限保障されるべき権利である。他方で、有罪と立証されるまで被疑者・被告人は無罪と推定されることも憲法に基づく原則のはずである。しかし、社会の耳目を集める重大事件では、捜査の初期段階で有罪を前提としているかのような大々的な報道が繰り返される。その内容は、「関係者によると」報道などに端的に見られるように、新規性、ニュース性を重視するあまり、断片的な情報に頼った不正確なものであることが少なくない。

こうした犯罪報道は、とりわけ実名報道であれば、場合によっては刑罰以上に被疑者・被告人やその家族に対する強烈な社会的制裁になり得る。しかし、実体的にも手続的にも適正さを確保するシステムがない⁽⁴²⁾。推知報道禁止規定の趣旨は、少年及びその家族の名誉・プライバシーの保護や、少年の更生を図ろうとするものであるとされているが⁽⁴³⁾、むしろ報道による社会的制裁の適正さを図るための数少ない貴重なシステムとして位置付けるべきと思われる。報道機関側が推知報道禁止規定に違反して報道に及んだ場合、訴

訟リスクを負うことになるが、こうした訴訟を通じて事後的に報道の適正さが検証され、不適正な社会的制裁に対する抑制の機能を果たすことが期待できる。そのような位置付けを与えるのであれば、「青年」にも適用を拡大することが望ましいことになる。

そのように考えても、同規定は推知報道を禁止しているのみで、事件の内容自体を報道することは禁止していないし、罰則もなく、推知報道規定違反に基づく不法行為の成立を認めなかったこれまでの裁判例からしても⁽⁴⁴⁾、報道の自由を不当に侵害するものとまでは言えないと思われる。

このように「青年」にも推知報道禁止規定を適用するのであれば、それとの均衡から⁽⁴⁵⁾、「青年」事件の被害者に関する推知報道の原則禁止も検討されるべきである。同様に、少年事件の被害者についても、推知報道の原則禁止が検討されるべきである。

成人の刑事手続では、すでに平成 19（2007）年の改正により、公開の法廷における被害者特定事項の秘匿を定めている（刑事訴訟法 290 条の 2）。そこでの対象事件は性犯罪に限られず、「被害者特定事項が公開の法廷で明らかにされることにより被害者等の名誉又は社会生活の平穏が著しく害されるおそれがあると認められる事件」も含まれる。このように刑事手続が、被害者の名誉やプライバシー保護を重視している方向に進んでいるのは、やや遅きに失した感はあるものの、当然の成り行きと言える。刑事手続がそのような方向に進んでいることからすれば、それに先行する被害者に関する報道の在り方についても、真剣に再考する時期が来ているはずである。

もちろん被害者によっては報道を希望する場合もあり得るから、一律禁止は不適切かもしれない。しかし、報道機関の無思慮な報道によって、被害者やその遺族に誤った社会的制裁が加えられるようなことは、絶対に避けられなければならないし、そういったことがないように制度的な保障を検討するべきである⁽⁴⁶⁾。そうした制度的な保障として、推知報道禁止規定をより積極的に活用する方策が考えられてよい。

最近ではインターネットの普及により、インターネット上の掲示板や SNS 等に事件関係者に関する悪質な書き込みがなされることも社会問題になっている。推知報道禁止規定をより積極的に活用することは、こうした悪質な書

き込みに対する警鐘としての効果も期待できるであろう。

4 悪質重大事案への対応

(1) 被害者への配慮のための検察官先議 次に、被害者への配慮を要する悪質重大な事案への対応について検討する。

「青年」に少年保護手続を適用するならば、全件送致主義を徹底し、悪質重大な事案も家庭裁判所先議として、原則逆送制度で対応することも考えられるであろう。しかし、「青年」については、こうした事案に限り、例外的に検察官先議を認めるべきである。

前述したように、検察官による「支援」には限界があるが、同様に家庭裁判所による被害者への配慮にも限界があることを率直に認めるべきではなからうか。家庭裁判所は少年の健全な育成を目的とし、展望着・経験科学的な判断をする独自の役割をもった司法機関であって、被害者への配慮を重視することに適しているとは言えない。それにもかかわらず家庭裁判所に被害者への配慮を強く求めることは、本来の役割や機能を損なうことにつながるばかりか、被害者の不満も解消されず、燻り続けることが危惧される。こうした不満は、一般に18歳、19歳の年長少年に関して強くなる傾向があるが、かりに18歳以上を成人とする法改正が行われた場合、現在よりもさらに強くなることは必定であろう。こうした「青年」による悪質重大な事案について、要保護性ではなく行為責任に基づいて刑事処分相当性を判断し、被害者への配慮を全うすることは、家庭裁判所よりも検察官の方が適している。

検察官先議を認めると、「青年」は家裁調査官の調査を受けることがないまま、主に行為責任に基づいて地方裁判所に公訴提起される。そうすると、少年法50条や刑事訴訟規則277条の要請を満たすことができるのかが、「青年」にも少年保護手続を適用すると考えるならば問題となる。これについては、家裁調査官による調査の代替・補充手段として、情状鑑定の活用を検討することが考えられよう⁽⁴⁷⁾。情状鑑定は、刑事手続で証拠調べの一環として行われるものであるから、明らかに必要性がないような事案で一律に実施すべきとまでは言えないが、家裁調査官の調査を受けないまま起訴された「青年」の事案であれば、少年法50条や刑訴規則227条を踏まえて情状鑑定の必要

性を成人よりも緩やかに考えることは可能と思われる。

検察官先議の結果、検察官が刑事処分相当と判断して起訴した事案であっても、地方裁判所の審理により保護処分相当と判断されれば、少年法 55 条に基づく移送を決定して、なお少年保護手続の対象とすることができる。したがって、検察官先議によって悪質重大事案は全て刑事処分になるというわけではない。むしろ、少年法 55 条に関するこれまでの解釈では、家庭裁判所と地方裁判所との「キャッチボール現象」を避けたか、地方裁判所は家裁調査官等の専門的調査機能を有しないとといった理由から、「基本的に家庭裁判所の判断を尊重」するとされてきた⁽⁴⁸⁾。しかし、このような解釈による限り、55 条によって家庭裁判所に移送される場合が非常に限定されることになる。検察官先議とすれば、地方裁判所は家庭裁判所の判断に縛られることなく、独自の判断によって 55 条移送決定をすることができる。もっとも、被害者への配慮から検察官先議を認めるのであれば、地方裁判所の判断を是正する必要が生じる場合も想定されるから、「青年」に限って 55 条移送の決定に検察官控訴を認めることも必要であろう。

検察官先議を認めるとしても、「青年」の再犯防止との調整を図るためには、被害者への配慮が特に強く要請される例外的な事件に限るべきであって、それ以外の事件については、検察官は先議権を有せず家庭裁判所に送致するものとすべきである。こうした被害者への配慮が特に強く要請される例外的な事件としては、具体的にどのようなものが考えられるであろうか。次に項を改めて検討する。

(2) 原則逆送対象事件 被害者への配慮が特に強く要請される悪質重大な事案に該当するものとしては、まず現行法で原則逆送の対象となる「故意の犯罪行為により被害者を死亡させた」事件が考えられる。

原則逆送事件につき、少年法 20 条 2 項但書は、「調査の結果、犯行の動機及び態様、犯行後の情況、少年の性格、年齢、行状及び環境その他の事情」を考慮し、家庭裁判所が検察官送致をしないことも認めている。そうすると、原則逆送事件であっても調査が必要とされているのであるから、検察官先議には馴染まないのではないかとの指摘があるかもしれない。しかし、この但書を適用するには、保護処分を許容し得る「特段の事情」が必要であるとさ

れ、この「特段の事情」の判断にあたっては、刑事裁判と同様の情状事実、狭義の犯情を中心に考える見解（いわゆる犯情説）⁽⁴⁹⁾と、但書に掲げられた事情を総合的に考慮する見解（いわゆる総合考慮説）⁽⁵⁰⁾があるとされる。このうち犯情説に立てば、その判断は検察官でも可能であろう。総合考慮説に立つとしても、最終的に諸事情の中で犯情が優先するのであれば、犯情説と結論において大きな違いはないように思われる。そうであれば、現在の「特段の事情」に関する解釈を前提とする限り、原則逆送事件を検察官先議としても、大きな問題は生じないのではないか。

このように「青年」による原則逆送事件を検察官先議とするのであれば、「青年」の原則逆送制度は廃止することになる。他方、検察官先議とならない事件は検察官から家庭裁判所に送致するものとするのであれば、家庭裁判所による調査・審判の結果、刑事処分相当と判断される場合も予想されるから、20条1項に基づく逆送の規定は残しておくべきである。

かりに原則逆送事件を検察官先議としても、事件全体に占める割合からすれば少数に止まり、あくまで例外的なケースとして位置付けられると思われる。例えば、最近5年間で家庭裁判所が終局処理した原則逆送事件は、年中少年を含め年間30件前後で推移している⁽⁵¹⁾。原則逆送事件を検察官先議とすることによって、現在の年長少年に対する少年保護手続の適用可能性が大幅に減少するような事態は、予想しがたいのではなからうか。

なお、公職選挙法の改正によって原則逆送対象事件と同様に考えられる連座制の対象となる選挙犯罪（公職選挙法221条～223条の2）についても、検察官先議の対象としてよい。こうした事件も多発することは予想し難く、例外的な事案として位置付けられよう。

（3）少年審判傍聴対象事件 「青年」による検察官先議の対象事件として、さらに検討を要するのは、死亡のみならず重篤な傷害という結果を招いた場合である。具体的には、現在の少年審判の傍聴対象事件がある。

傍聴対象事件についても検察官先議を認めれば、検察官が事案の悪質性と被害者への配慮の双方を考慮しながら捜査を遂げ、刑事処分相当と判断すれば公訴を提起することになる。その結果、刑事裁判所で公判が開かれれば、被害者が裁判を優先的に傍聴すること（犯罪被害者等保護法2条）や被害

者参加（刑事訴訟法 316 の 33）が可能となる。刑事裁判では、事案にもよるが、一般に少年審判よりも時間をかけた審理が可能となり、少年保護手続では実現困難な被害者への配慮が可能となる⁽⁵²⁾。

傍聴対象事件も検察官先議の対象とすれば、過失運転致死傷等も対象事件となるから、対象罪名数は大幅に増加することになる。その場合、これまでと年長少年の取扱いに大きな変更が生じることになるのではないかとの懸念があるかもしれない。しかし、最高裁判所が公表した資料⁽⁵³⁾によれば、平成 21 年で少年審判の傍聴対象事件 227 件に対し、傍聴の申出があったのは 100 件、平成 22 年では 156 件に対し 76 件、平成 23 年では 165 件に対し 74 件となっている。原則逆送事件と同様、事件の全体数から見れば決して多数に上るわけではない。しかも、この件数は年長少年に限ったものではないから、年長少年に限定すればさらに件数は減少する。

こうした少年審判傍聴の運用状況から窺われるように、被害者自らが傍聴を申し出ない場合もあるなど、対象事件であっても事案によっては被害者への配慮が強く要請されるわけではない場合が相当数存在すると思われる。そうすると、検察官からしても、対象事件の全てを刑事処分相当として地方裁判所に公訴提起する必要はないことになる。例えば対象事件であっても、「青年」と被害者との間で示談が成立し、被害者が処罰を望んでいないなど、刑事処分相当と判断されないのであれば、保護処分相当として検察官から家庭裁判所に送致することが可能である。

もっとも、検察官が刑事処分とするか保護処分とするかの判断に迷うような微妙な事案では、行為責任のみならず、「青年」の要保護性についても考慮する必要が出てくる場合が想定される。このような場合には、藤本試案で提案された保護観察官による起訴前調査や、少年鑑別所による資質鑑別の活用が検討されてよい。検察官が処分決定に必要な場合に限定して、「青年」の人格や環境に関する調査を行うのであれば、必要な捜査として相当性を認めることができると考えられる。

ただし、事実認定に深刻な争いがあったり、「青年」の同意が得られない場合は、調査を行うことは困難となる。その場合には、捜査を尽くした限りでの事実関係を総合的に考慮し、検察官が刑事処分とするか保護処分とするか

を決定するほかない。事実認定に深刻な争いがある場合は、むしろ地方裁判所で事実認定をすることが望ましい場合も多いであろう⁽⁵⁴⁾。検察官が刑事処分相当として公判請求したものの、地方裁判所で審理をした結果、裁判所が保護処分相当と認めたのであれば、55条移送決定により、家庭裁判所に事件を移送すればよいのであるから、このような事案でも少年保護手続が適用される途が絶たれるわけではない。

5 刑事処分

最後に、「青年」に対して刑罰を言い渡す場合に、少年法52条の不定期刑の適用を認めるべきかを検討する。

不定期刑については、かねて裁判実務家から廃止も含めた見直しが求められていたが⁽⁵⁵⁾、平成26(2014)年少年法改正ではそうした声を反映しつつも、不定期刑の適用を拡大する方向が採られた(少年法52条)。改正法は同年5月から施行されており、しばらくは改正後の運用を見守る必要があるかもしれない。

しかし、不定期刑については、今回の改正で手当てができたとは言い難い、以下のような問題が指摘されている。①短期を定める明確な基準が見出し難い。②執行猶予を言い渡す際には不定期刑の適用ができない(少年法52条3項)。③刑の一部執行猶予の導入により不定期刑の意義が一層低下すると予想される。④不定期刑の仮釈放(少年法58条1項3号)は長期を満期の刑期とした定期刑に近い運用となっている。⑤短期の経過による刑の執行の終了(同法59条2項)を受けた者がここ50年間以上で6名しかいない。⑥処遇においても定期刑受刑者と特段の差が設けられていない⁽⁵⁶⁾。

こうした点を踏まえると、不定期刑を廃止して定期刑とし、仮釈放の要件の十分な緩和を図ることで代替するという提案⁽⁵⁷⁾は、説得力がある。不定期刑の運用が形骸化しているのであれば、より成人に近い位置付けとなる「青年」から不定期刑制度を廃止していくことも検討されてよい。もっとも、その場合には、少年とは違った刑の緩和を併せて検討する必要があるだろう。

IV 結びに代えて

本稿では、主に「入口支援」を手掛かりとして、成人の刑事手続と少年保護手続を比較検討した上、再犯防止と被害者への配慮を調整する立場から「青年」層を再考し、年長少年及び若年犯罪者に対しては、新しい「入口支援」として少年保護手続を適用することを原則としつつ、一定の悪質重大な事件については、例外的に検察官先議を認めるという提案を行った。

具体的な法改正の在り方としては、少年法に「青年」の事件についての特別な措置に関する規定を新設し、少年の保護事件に関する規定を「青年」にも準用することが考えられる。例えば、41条及び42条については、原則として「青年」にも準用するが、一定の悪質重大な事件の場合には、42条の例外を認め、検察官は家庭裁判所送致に代えて公訴を提起することができるものとする事になる。

本稿では主に「入口」段階に焦点を当てて検討を進めた。成人の刑事手続においても少年保護手続においても、矯正施設入所前の「入口」段階で処理される事件が多数を占めていること、「入口」段階は処分決定過程と密接に関連していて、「青年」層の処分決定の在り方を考える上で、「入口」段階を検討する意義は大きいことからすると、「入口」段階の検討は不可欠であったと考える。

しかし、本稿では「青年」に対する矯正や保護の在り方について、十分な検討を行うことができていない。藤本試案では、「青少年社会復帰促進センター」、「6号観察」、「必要的仮釈放制度」、「ハーフウェイハウス」といった具体的な提案がなされており⁽⁵⁸⁾、こうした矯正や保護の在り方について、本稿での検討を今後補充する必要がある。とりわけ「青年」を少年保護手続の対象とするのであれば、若年犯罪者も保護処分としての保護観察や少年院送致の対象になるし、現在の年長少年を検察官先議の対象とするのであれば、彼らが懲役刑に処せられた場合の矯正・保護段階での処遇の充実・強化について検討しなければならぬであろう。この点については、今後の課題とさせていただきます。

このように本稿の内容は不十分なものではあるが、「入口支援」という比較的新しい視点から少年保護手続の積極的な意義を明らかにするよう試みたつもりである。若年者も含めた刑事政策の在り方について議論の呼び水にもなることがあれば、幸いである。

- (1) <https://www.jimin.jp/news/policy/130566.html> (2016.2.10)
- (2) <http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi06100055.html> (2016.2.10)
- (3) 拙稿「少年法の見直し論に関する若干の考察—刑事法の立場から」世界 86 号 (2015 年) 29 頁以下。
- (4) 日本弁護士連合会「少年法の『成人』年齢引下げに関する意見書」(http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/opinion/year/2015/150220_2.html) (2016.2.10)。
- (5) 「少年法適用対象年齢の引下げに反対する刑事法研究者の声明」(<https://sites.google.com/site/juvenilelaw2015/>) (2016.2.10)。
- (6) 平成 23 年版犯罪白書第 7 編・第 6 章・第 2 節・5。
- (7) 小西暁和『少年=子供』考—少年法制法理研究序説』早稲田大学大学院法研論集 93 号 (2000 年) 96 頁。
- (8) 須々木圭一「起訴猶予の目的と保護観察 (一)」早稲田法学 40 巻 2 号 (1964 年) 188 頁。
- (9) 石川正興「犯罪者対応策に関する法的規制の在り方」早稲田法学 78 巻 3 号 (2003 年) 2 頁, 須々木圭一「刑事政策の世界性について—その限界に関する試論的素描—」比較法学 22 巻 2 号 (1989 年) 7-39 頁。
- (10) 第 1 回法務省勉強会議事録 13-14 頁 (<http://www.moj.go.jp/content/001165704.pdf>) (2016.2.11)。
- (11) 読売新聞社による世論調査で「賛成」83%, 「反対」12%, 「答えない」5% (2015 年 3 月 9 日朝刊 14 面), 朝日新聞社による世論調査で「18 歳未満に引き下げた方がよい」81%, 「20 歳未満のままでもよい」11% (同月 17 日朝刊 4 面), 毎日新聞による世論調査で「賛成」80%, 「反対」11% (同年 7 月 7 日朝刊 5 面), FNN による世論調査で「賛成」86.1%, 「反対」11.7% 「わからない・どちらともいえない」2.2% (<http://www.fnn-news.com/yoron/inquiry150629.html>) (2016.1.17) とされている。
- (12) <http://survey.gov-online.go.jp/h27/h27-shounenhikou/2-1.htm> (2016.2.10)
- (13) 平成 27 年版犯罪白書第 3 編・第 1 章・第 1 節・1 によれば, 少年刑法犯の検挙人員は平成 26 年に戦後最少を記録した。
- (14) 前掲注(10)14 頁。
- (15) 拙稿「検察官の訴追判断に関する一考察—『入口支援』の試行を踏まえて—」国士館法学 48 号 (2015 年) 77 頁以下。
- (16) 平野龍一「判決前調査」同『犯罪者処遇法の諸問題』(1963 年) 7 頁, 三井誠「検察官の起訴猶予裁量 (五・完) —その歴史のおよび実証的研究—」法学協会雑誌 94 巻 6 号 (1977 年) 134-140 頁, 葛野尋之「高齢者犯罪と刑事手続」刑法雑誌 53 巻 3 号 (2014 年) 72-74 頁, 土井政和「刑事司法と福祉の連携をめぐる今日的課題」犯罪社会学研究 39 号 (2014 年) 75 頁。
- (17) 身柄事件においては, 「調査」未了を理由に「やむを得ない事由」があるとして, 被疑者の勾留延長 (刑訴法 208 条 2 項) ができるのかといった問題も生じうる。
- (18) 大日方秀文「更生保護における『入口支援』」藤本哲也=生島浩=辰野文理編著『よくわかる

更生保護』(2016年)125頁。

- (19) 片岡弘「刑事手続の『川上』から『川下』へと流れるもの」罪と罰 53 卷 1 号 (2015 年) 4-5 頁。
- (20) 須々木圭一「非犯罪化」森下忠=須々木圭一編『法学演習講座刑事政策<増補版>』(1980 年) 471 頁。
- (21) 最高裁判所事務総局家庭局「家庭裁判所事件の概況 (2・完)」法曹時報 68 卷 1 号 (2016 年) 115 頁。
- (22) 森田容子ほか「粗暴少年に対する保護的措置—認知行動療法及びアンガーマネジメントを活用した保護的措置の試み—」家裁調査官研究紀要 7 号 (2008 年) 40 頁以下、一谷忠男ほか「心理学的尺度を用いた新たな保護的措置の研究—キレ衝動対処方略尺度の調査場面への活用—」同号 107 頁以下、半澤利一「少年調査と保護的措置における MRI モデルの活用」犯罪心理学研究 48 卷 2 号 (2011 年) 1 頁以下など。
- (23) 高松家庭裁判所「就労支援を目的とした保護的措置における新たな社会資源の活用」家裁月報 63 卷 6 号 (2011 年) 168 頁以下。
- (24) 前掲注(21)114-115 頁。
- (25) 裁判所職員総合研修所監修『少年法実務講義案 (再訂補訂版)』(2012 年) 199 頁。具体的な取組みについては、窪田正彦ほか「補導委託の持つ力—補導受託者河野征夫氏の取組から—」家裁月報 60 卷 12 号 (2008 年) 1 頁以下、佐藤傑ほか「身柄付き補導委託の意義と今後の課題について」家裁月報 65 卷 8 号 (2014 年) 15 頁以下。
- (26) 前掲注(21)139-141 頁。
- (27) 田宮裕=廣瀬健二『注釈少年法 (第 3 版)』(2011 年) 202 頁及び 322 頁。
- (28) 田宮=廣瀬・前掲 122 及び 324 頁。
- (29) 石川正興「刑の執行猶予制度」阿部純二ほか編『刑法基本講座 (第 1 卷) —基礎理論, 刑罰論』(1992 年) 271 頁。
- (30) 少年院の果たしている役割については、藤岡淳子『非行少年の加害と被害—非行心理臨床の現場から』(2001 年) 241-249 頁。特に知的障害・発達障害を有する少年の処遇について、田中徹「支援の現場から②矯正施設 (少年院) における処遇」法律のひろば 69 卷 4 号 (2016 年) 42-50 頁。
- (31) 前掲注(21)118 頁。
- (32) 第 3 回法務省勉強会での土師守氏提出資料 (<http://www.moj.go.jp/content/001166902.pdf> (2016.2.11))。
- (33) いずれも傷害の場合には、生命に重大な危険を生じさせた場合に限る。
- (34) 田宮=廣瀬・前掲 34 頁。
- (35) 前掲注(10)4 頁。
- (36) 前掲注(21)127 頁。
- (37) 同上 153 頁。ちなみに総数では、年長少年の保護処分率は 41.0%である。
- (38) 小西暁和『『虞犯少年』概念の構造(4)』早稲田法学 81 卷 1 号 119 頁。
- (39) 小西『『虞犯少年』概念の構造(6)』早稲田法学 82 卷 1 号 161-163 頁は、近時の少年非行の変質や、現在の虞犯事由は少年法制定時にアメリカ合衆国で社会的に問題とされた行状・性癖を内容としていることから、わが国の現状を踏まえた虞犯事由の再検討を提案する。
- (40) 小西・同上 139-154 頁。
- (41) 厚生労働省「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会」は、2015 年 11 月 27 日、

児童養護施設などで暮らせる年齢を来年度から、現在の原則 18 歳未満から 20 歳未満に引き上げること、措置延長の期限も 22 歳未満とするよう求める方針を決めたとの報道がなされている(2015 年 12 月 9 日福祉新聞。http://www.fukushishimbun.co.jp/topics/11380 (2016.3.7))。

(42) 田島泰彦＝新倉修編『少年事件報道と法』30-33 頁。

(43) 田宮＝廣瀬・前掲 487 頁。

(44) 堺通り魔殺人事件に関する大阪高判平成 12 年 2 月 29 日判例時報 1710 号 121 頁，長良川事件に関する最二判平成 15 年 3 月 14 日民集 57 卷 3 号 229 頁。

(45) 松井茂記「少年事件と報道の自由」民商法雑誌 120 卷 2 号 (1999 年) 1 頁以下は，少年法 61 条は憲法 21 条の表現の自由を侵害しているとするが，その理由の一つとして，被害者の氏名や顔写真の公表を一切禁止していないのは，あまりにも均衡を逸している点を指摘する。

(46) 例えば，後藤弘子編著『犯罪被害者と少年法』(2005 年) 144-161 頁では，一方的な暴力による事件を「ケンカ」と報道され，遺族の名誉が傷つけられた状況が紹介されている。

(47) 米山正明「被告人の属性と量刑」大阪刑事実務研究会編著『量刑実務体系第 3 卷一般情状等に関する諸問題』148-160 頁。

(48) 司法研修所編『難解な法律概念と裁判員裁判』(2013 年) 61-62 頁。

(49) 北村和「検察官送致決定を巡る諸問題」家裁月報 56 卷 7 号 (2004 年) 69-72 頁，司法研修所編『改正少年法の運用に関する研究』(2006 年) 5-9 頁，同『難解な法律概念と裁判員裁判』(2013 年) 63-64 頁，裁判例として東京家裁八王子支部平成 17 年 6 月 8 日決定家裁月報 58 卷 8 号 (2006 年) 94 頁。

(50) 加藤学「終局決定(1)―検察官送致決定」廣瀬健二編『少年事件重要判決 50 選』(2010 年) 205 頁。

(51) 平成 22 年は 29 人，平成 23 年は 26 人，平成 24 年は 28 人，平成 25 年は 37 人，平成 26 人は 31 人 (各年版犯罪白書による)。

(52) 飯島泰ほか『『少年法の一部を改正する法律』の解説』家裁月報 61 卷 2 号 (2009 年) 32 頁によれば，少年審判の傍聴を認めることの懸念として「少年審判は事件発生後早期に行われるため，被害者等の心情は不安定であり，少年の側も誠意ある謝罪ができるほど反省が進んでいないことが多いことから，被害者等が少年審判を傍聴すると少年の言葉で二次被害が発生するおそれがある」との指摘があるとされるが，成人の刑事手続であればそうした懸念は相当減殺されると思われる。

(53) 最高裁判所事務総局家庭局「平成 20 年改正少年法の運用の概況 (平成 20 年 12 月 15 日～平成 23 年 12 月 31 日)」。

(54) 家庭裁判所の役割・構造からすれば，事実認定に関する争いを審理することに適しておらず，とくに「青年」の事件で事実認定に深刻な争いがある事件であれば，地方裁判所を活用することが考えられてよい。筆者は，以前に立法論として事実認定のための地方裁判所送致を認めることを提案した。拙稿「少年審判手続の非行事実認定過程に関する一試論」罪と罰 32 卷 3 号 (1995 年) 74 頁以下。

(55) 八木正一「少年の刑事処分に関する立法論的覚書」判例タイムズ 119 号 (2005 年) 66-69 頁，角田正紀「少年刑事事件を巡る諸問題」家裁月報 58 卷 6 号 (2006 年) 13-22 頁，植村立郎『少年事件の実務と法理』(2010 年) 357-363 頁。

(56) 小西暁和「少年に対する不定期刑についての刑事政策論的考察 (2・完)」早稲田法学 90 卷 4 号 (2015 年) 5-21 頁。

(57) 同上 21-24 頁。

(58) 前掲注(10)14-15 頁。